

再就職に伴う年金の一部支給停止について

平成23年4月から、再就職に伴う年金の一部支給停止額の計算に使用する支給停止調整額が「47万円」から「46万円」に改定されました。

1 再就職に伴う年金の一部支給停止について

(1) 一部支給停止の対象となる方について

当共済組合の年金受給者(遺族給付を除く。)の方が、再就職されて

- ① 厚生年金保険の被保険者、または70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に常時勤務される方
- ② 私立学校教職員共済制度の加入者、または70歳以上で私立学校特定教職員等として勤務される方
- ③ 国会議員または地方議会の議員

となられた場合には、その間の給与等の収入額と年金額の合計額に応じて年金の一部が支給停止になります。

※①、②については、昭和12年4月2日以後に生まれた方のみが対象となります。

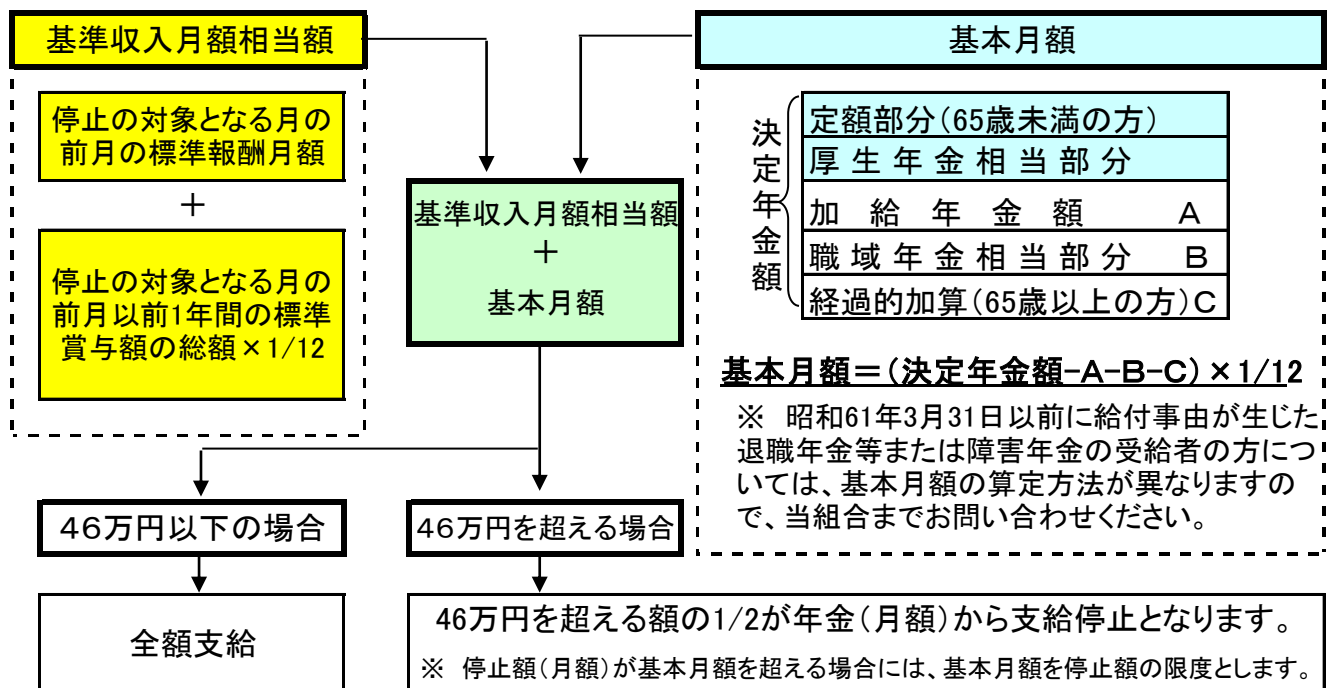
(2) 一部支給停止額の算定方法について

対象となる方の給与等の収入額(基準収入月額相当額)と年金の月額相当額(基本月額)の合算額が支給停止調整額(46万円)を超える場合は、その超える額の1/2が年金(月額)から支給停止となります。

具体の計算方法等については、以下をご参照ください。

(算定式)

$$\text{停止額(月額)} = (\text{基準収入月額相当額} + \text{基本月額} - \text{支給停止調整額(46万円)}) \times 1/2$$



2 再就職に伴う届出等について

(1) 再就職・再退職したときの届出等について

年金受給者（遺族給付を除く）の方が再就職され、厚生年金保険の被保険者等（上記1(1)の①～③）になられた場合には「年金受給権者再就職届書」を、また、再就職先を退職されるときには「年金受給権者再退職届書」の提出が必要となりますが、このホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

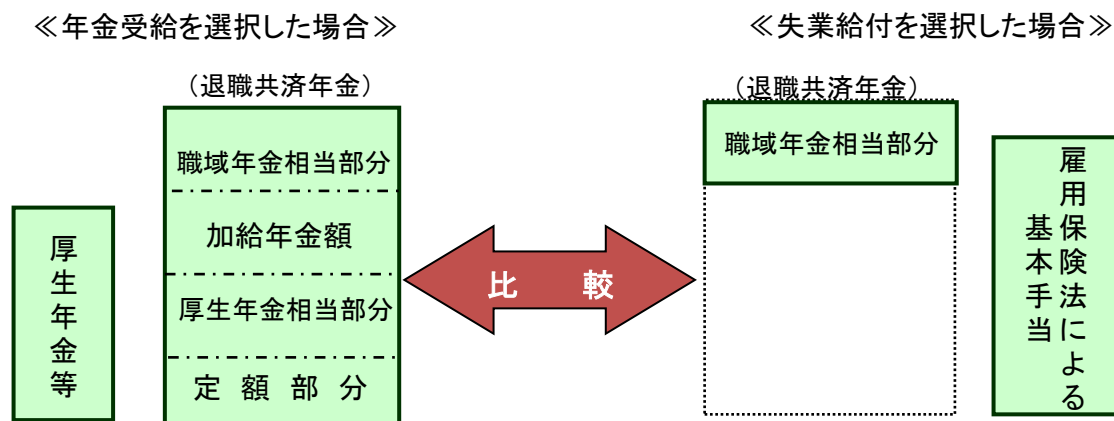
〈就職〉厚生年金保険の被保険者等となるとき	… 「年金受給権者再就職届書」
〈退職〉厚生年金保険の被保険者等でなくなるとき	… 「年金受給権者再退職届書」

なお、再就職により年金の一部支給停止に該当されていた方が再就職先を退職された場合には、再退職された月の翌月分の年金から一部支給停止が解除されますので、「年金受給権者再退職届書」を提出してください。

(2) 雇用保険法の基本手当（失業給付）との調整について

65歳未満の退職共済年金受給者の方が、再就職先を退職したことに伴い雇用保険法の基本手当（失業給付）を受給した場合、金額にかかわらず退職共済年金（職域年金相当部分を除きます。）が支給停止となります。

そのため、公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをされる前に、基本手当（失業給付）の額を試算し、退職共済年金の額と比較のうえ、どちらか有利な方を選択するようにしてください。



65歳未満の方は、退職共済年金と基本手当（失業給付）を同時に受給できません。

3 よくあるお問い合わせ

問1 働いて収入を得ることによって、なぜ年金が減額されなければならないのですか。

答 退職共済年金または障害共済年金は、退職または障害により、所得の稼働力が失われた方に対する所得保障を目的として支給されるものです。

したがって、

- ① 再就職により稼働力がある方に対して、無条件にこれらの年金を支給することは、退職共済年金が退職後の所得保障としての給付（障害共済年金にあっては、障害に伴う稼働力の喪失、または減少を補うための給付）であることにそぐわないこと
- ② 若年世代の保険料負担が上昇していく中で、稼働力がある方が満額の年金を受けることは、若年世代の理解を得にくいことから、その方の給与等の所得に応じて、年金の一部を停止することとされております。

問2 標準報酬月額には、通勤手当が含まれるのですか。

答 標準報酬月額を決める場合に、そのもととなる報酬には、残業手当、通勤手当など労務の対償として受けるものすべてを含みます。

問3 再就職先の給料が4月から減額になったのですが、標準報酬月額は改定にならないのですか。また、何か手続きが必要なのですか。

答 再就職に伴う年金の一部支給停止額は、停止の対象となる月の前月における標準報酬月額を用いて計算しますが、標準報酬月額は給料が変動してもすぐには改定されません。

厚生年金保険では、毎年4月から6月までの報酬月額の平均を基に、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額が決定されています。しかしながら、変動した月以後3ヶ月間の報酬月額の平均に基づく標準報酬月額が、変動前の標準報酬月額と比較して、その等級が2等級以上増減する場合には、勤務先の届出により給料が変動した月から4ヶ月目の標準報酬月額から改定することとされています。従って、4月に給料が減額した場合は、4、5、6月分の報酬の平均による標準報酬月額が2等級以上変動する場合は7月から、1等級の変動の場合は9月から標準報酬月額が改定されることとなります。

なお、年金の一部支給停止額は、標準報酬月額が改定された月の翌月分から変更されることとなります。

また、標準報酬月額の変更については、勤務先が日本年金機構等に届出を行い、日本年金機構等から共済組合が情報の提供を受けますので、受給者の方が共済組合へ直接お手続きいただく必要はありません。

問4 支給停止調整額は、どういう理由に基づいた金額ですか。

また、この金額が平成23年4月に47万円から46万円に改定された理由は何ですか。

答 支給停止調整額は、厚生年金保険の被保険者のうちの現役男子の平均賃金です。

再就職に伴う年金の一部支給停止は、賃金と年金の合計額が現役男子の平均賃金に達するまでは、満額の年金を支給することとし、これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金1を停止することとしているものです。

この支給停止調整額は、名目賃金変動率(物価変動率に実質賃金変動率等を乗じたもの)に応じて改定されることとなっていますので、平成22年度の名目賃金の下落が大きかったため、平成23年4月に47万円から46万円に改定されたものです。

問5 再就職先の給料の額が変わらないのに、平成23年6月支給期から年金の支給額が減額となったのですが、なぜですか。

答 再就職に伴う年金の一部支給停止額は、基準収入月額相当額(給与等)と基本月額(年金の月額相当)の合算額が支給停止調整額を超える額の1/2の額とされていますが、この支給停止調整額が平成23年4月に47万円から46万円に改定されました。

このことにより、給与等に変動がない場合でも、支給停止調整額が引き下げられたため、当該調整額を超える額が増加し、この超えた額の1/2相当の額が年金(月額)の支給額から減額となります。

なお、平成23年4月からの年金額は、再就職に伴う一部支給停止とは関わらず、平成22年の物価水準の下落に基づき、0.4%の引き下げとなっています。

したがって、引き下げ後の年金額について46万円の支給停止調整額を用いて停止額の算定を行うこととなります。

また、平成23年4月、5月分の年金を平成23年6月支給期にお支払いしますので、6月支給期から上記の改定に伴い支給額が減額することとなります。

問6 従前から再就職していましたが、これまで再就職に伴う年金の一部支給停止に該当していませんでした。再就職先の給料の額が変わらないのに、平成23年6月支給期から年金の一部支給停止に該当するようになったのですが、なぜですか。

答 再就職に伴う年金の一部支給停止額は、基準収入月額相当額(給与等)と基本月額(年金の月額相当)の合算額が支給停止調整額を超える額の1/2の額とされていますが、この支給停止調整額が平成23年4月に47万円から46万円に改定されました。

このことにより、給与等に変動がない場合でも、支給停止調整額が引き下げられたため、上記の合算額が支給停止調整額を超えた場合は、その超えた額の1/2相当が支給停止となります。

このように、支給停止調整額の改定に伴い、給料の額は変わらなくても、新たに、再就職に伴う年金の一部支給停止に該当する場合があります。

なお、平成23年4月、5月分の年金を平成23年6月支給期にお支払いしますので、6月支給期から上記の改定に伴う一部支給停止額が生じることとなります。